

回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

入札参加者各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

質 疑 番 号	1	積 算 書 ペ ー ジ	-
仕 様 書 ペ ー ジ	3	図 面 番 号	-
質 疑 内 容			
X 委託期間終了に伴う引継			
乙は、委託期間終了するとき、又は委託契約が解約されたときは、次期業務受託者が円滑かつ支障なくこの業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。と記載がありますが、個人情報保護の観点から終了の場合の重要な個人情報についての記載がなく、「終了の場合は個人情報等について完全に破棄処理を行い、引き継ぐ場合は次期業務受託者が円滑かつ支障なくこの業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。」という理解でよろしいでしょうか。			
回 答			
お見込みのとおりです。			
ただし、個人情報等の破棄については甲乙協議のうえ対応することとします。			

回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

入札参加者各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

質 疑 番 号	2	積 算 書 ペ ー ジ	-
仕 様 書 ペ ー ジ	4	図 面 番 号	-
質 疑 内 容			
XII 業務内容(2)ア③職業紹介ブースについて			
1人当たり60分の枠を目安とし、事前予約制とする。と記載がありますが予約がない時間帯に飛び込み			
の市民が来所されることや雇用保険受給者など再来所であれば10分程度の方も多く原則予約制という			
考え方で問題ないでしょうか。			
また最大2-3席、優先ブースを1以上とありますが、追加して1席以上なのかそのうち1席以上なのか、ど			
ちらの認識でよろしいでしょうか。			
回 答			
お見込みのとおり原則予約制とします。			
また、優先ブースについては相談ブース2～3席のうち、1席以上を優先ブースとすることとします。			

回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

入札参加者各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

質 疑 番 号	4	積 算 書 ペ ー ジ	-
仕 様 書 ペ ー ジ	5	函 面 番 号	-
質 疑 内 容			
XII(2)ク 就労準備・就労支援業務及び介護人材確保・定着対策業務との兼務について			
宍粟市総合的な仕事の相談窓口として実施する就労準備・就労支援業務、及び介護人材確保・定着対策業務との兼務を認める。と記載がありますが来所された市民との面談の中で、業務②の生活困窮者自立相談支援業務へ案内をする可能性があるかと認識していますが、業務②の生活困窮者自立相談支援業務との兼務も問題はないでしょうか。			
回 答			
企画提案仕様書に定める小業務①～⑧の各人員配置人数等の要件を満たしていれば、全業務について兼務可とします。			

回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

入札参加者各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

質 疑 番 号	5	積 算 書 ペ ー ジ	-
仕 様 書 ペ ー ジ	5	図 面 番 号	-
質 疑 内 容			
XII(2)コ 求人情報の提供について			
乙は提出された求人情報を甲に提供し、甲は市のホームページに記載するものとする。と記載がありますが、R6・10月厚生労働省職業安定局発行の職業紹介事業の業務運営要領によると、求人については乙となるべき職業紹介事業者等つまりは乙が守秘義務を負っているとされ、一般財団法人日本職業協会の三沢弁護士は秘密には求人者の秘密も含まれるとしており、職業安定法51条2項により、みだりに他人に知らせてはならず適切に対応する必要があると指摘しています。また甲が公開した場合、求人掲載と求人取消の乙の現場との時間的ズレが生じ、トラブルが発生したり、事業所に営業の電話が多かかったり、求職者が勝手に連絡をして面接に行か無い場合も考えられます。トラブルが多発するため、ハローワークではオンライン応募は職業紹介に該当せず、手当の関係でもオンライン応募の前に来所を勧めています。法令順守とリスク回避の観点から乙の求人サイトURLを甲が掲載するという方法でも問題はないでしょうか。			
回 答			
求人情報の提供にあたっては、求人票に同意欄等を設け掲載に同意のあった求人情報を想定しています。また、乙の求人サイトURLを甲が掲載する方法については、本業務の運営により効果があるものとして提案いただくことは可能ですが、掲載の可否については、甲乙協議のうえ決定することとなります。			

回 答 書

令和 7 年 1 月 8 日

入札参加者各位

下記の業務にかかる質疑について回答いたします。

業務名： 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

質 疑 番 号	6	積 算 書 ペ ー ジ	-
仕 様 書 ペ ー ジ	5	函 面 番 号	-
質 疑 内 容			
XII(2)カ 在宅ワーク情報の収集・発信について			
在宅勤務とテレワークは、既に雇用関係のある労働者が勤務形態に関わりなく導入できる制度で、自営業者、家内労働者と区別されるべき必要があり、雇用関係ではない在宅ワーク情報の内容とは異なります。そのため「幅広い就労形態に対応すべくフリーランスとしての働き方や個人事業主として内職の情報など、職業安定法を遵守しながら、市内外の在宅ワーク情報を収集し発信する」とした方が雇用関係を理解した法令順守の姿勢としては良いのではないのでしょうか。			
回 答			
多様な働き方に対するべく在宅勤務やテレワークでできる仕事を提供できるように職業安定法を鑑みながら、市内外の情報を収集、発信し個々人の状況に合わせた多様な働き方への対応やきめ細やかな支援を目的とします。			